

与謝野町

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 給付フロー

あなたの世帯は「市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯」ではないですか？（基準日：令和3年12月10日）

そのような世帯ではない

あなたの世帯は、世帯全員、令和3年度（令和2年1月～12月収入）の町民税が非課税ですか？（基準日：令和3年12月10日）

はい

※ 支給対象となります。

2月上旬に、世帯主あてに確認書を郵送しています。

確認書にチェックのうえ、同封の返信用封筒にて返送してください。

返信書類確認後、順次口座振り込みをさせていただきます。

※ 令和3年12月10日時点で与謝野町以外に住民登録があった場合には、住民登録がされていた市町村にお問い合わせください。

そのような世帯である

支給対象外となります。

いいえ

世帯員の内、令和3年度課税であった方が、新型コロナの影響で収入が減少した。

はい

**【家計急変世帯】**  
令和3年1月から現在までにおいて、収入が下記の金額以下になっている月がある。（世帯員全員、個々に判定）  
<収入月額>  
①単身世帯： 77,500円  
②扶養1人： 114,833円  
③扶養2人： 140,333円  
④扶養3人： 174,999円  
（年換算）  
①単身世帯： 930,000円  
②扶養1人： 1,378,000円  
③扶養2人： 1,683,999円  
④扶養3人： 2,099,999円

いいえ

支給対象外となります。  
なお、令和4年9月までに新型コロナの影響を受け収入が減少した場合も、支給対象となる可能性がありますので福祉課へご相談ください。

はい

いいえ

～お問い合わせ～  
与謝野町役場福祉課  
社会福祉係  
電話 0772-43-9021

支給対象となる可能性がありますので、役場福祉課までご来庁いただくか、与謝野町ホームページより申請書をダウンロードして必要書類とともにご郵送もしくはご持参ください。

**注意！**：世帯の状況は申請時点の状況で判定します。世帯分離した同一住所世帯が受給している世帯は対象外になります。

## 必要な提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書』  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者本人確認書類の写し（コピー）』  
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。
- 『申請者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）』  
※ 申請者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）をご用意ください。
- （令和3年1月1日以降、複数回転居した方）『戸籍の附票の写し（コピー）』
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- 『簡易な収入（所得）見込額の申立書』（様式第4号）  
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『令和3年中の収入の見込額』又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）  
※ 「令和3年中の収入の見込額」・・・源泉徴収票、確定申告書等  
※ 「任意の1か月の収入」・・・給与明細等